



Nagasaki

コスモス

行政書士会報 No.188



長崎県も県会事務局も
新しく生まれ変わるニャ!

令和4年9月 西九州新幹線開通



令和4年9月 ブルーインパルス祝賀飛行



令和4年9月 長崎県行政書士会事務局移転

主要トピックス

- 令和4年度 第63回長崎県行政書士会定時総会
- ウクライナ避難民等在留支援
- 長崎県行政書士会事務局移転
- 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書締結式



長崎県行政書士会

掲載内容

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------|----|-----------------------------|----------|--------------------------------|------|---------------|-----|----------------|--|--|
| ご挨拶 | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>長崎県知事</td> <td></td> <td>大石賢吾</td> </tr> <tr> <td>日本行政書士会連合会</td> <td>会長</td> <td>常住豊</td> </tr> <tr> <td>長崎県行政書士会</td> <td>会長</td> <td>山脇正隆</td> </tr> <tr> <td>長崎県行政書士会</td> <td>副会長</td> <td>濱田宗一</td> </tr> </table> | 長崎県知事 | | 大石賢吾 | 日本行政書士会連合会 | 会長 | 常住豊 | 長崎県行政書士会 | 会長 | 山脇正隆 | 長崎県行政書士会 | 副会長 | 濱田宗一 | | |
| 長崎県知事 | | 大石賢吾 | | | | | | | | | | | | |
| 日本行政書士会連合会 | 会長 | 常住豊 | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県行政書士会 | 会長 | 山脇正隆 | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県行政書士会 | 副会長 | 濱田宗一 | | | | | | | | | | | | |
| トピックス | | 6 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>5月</td> <td>令和4年度 第63回 長崎県行政書士会定時総会のご報告</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>ウクライナ避難民等在留支援（国際部会）</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>長崎県行政書士会事務局が「長崎市馬町」に移転しました！</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書締結式</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>第48回中国人墓地清掃参加</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>令和4年度 行政書士試験結果</td> </tr> </table> | 5月 | 令和4年度 第63回 長崎県行政書士会定時総会のご報告 | 6月 | ウクライナ避難民等在留支援（国際部会） | 9月 | 長崎県行政書士会事務局が「長崎市馬町」に移転しました！ | 10月 | 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書締結式 | 11月 | 第48回中国人墓地清掃参加 | 11月 | 令和4年度 行政書士試験結果 | | |
| 5月 | 令和4年度 第63回 長崎県行政書士会定時総会のご報告 | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | ウクライナ避難民等在留支援（国際部会） | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 長崎県行政書士会事務局が「長崎市馬町」に移転しました！ | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書締結式 | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 第48回中国人墓地清掃参加 | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 令和4年度 行政書士試験結果 | | | | | | | | | | | | | |
| 職務上請求書の取扱いが変更されます | | 16 | | | | | | | | | | | | |
| 行政書士制度広報月間・行政書士記念日広報活動 | | 18 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>令和4年度 行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書（広報関係）</td> </tr> <tr> <td>NBC ラジオ、長崎新聞に当会の広告を出稿しました</td> </tr> </table> | 令和4年度 行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼 | 令和4年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書（広報関係） | NBC ラジオ、長崎新聞に当会の広告を出稿しました | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書（広報関係） | | | | | | | | | | | | | | |
| NBC ラジオ、長崎新聞に当会の広告を出稿しました | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行部・各部・各委員会・各支部・その他の動き | | 23 | | | | | | | | | | | | |
| スナップショット「長崎ランタンフェスティバル編」 | | 32 | | | | | | | | | | | | |
| Pickup！支部活動 | | 33 | | | | | | | | | | | | |
| ザ・行政書士道！【第6弾 宿輪徳幸行政書士編】 | | 35 | | | | | | | | | | | | |
| 新入会員のご挨拶 | | 39 | | | | | | | | | | | | |
| 会員異動 | | 41 | | | | | | | | | | | | |
| 企画広報部便り コスモス・プチ第6号 | | 45 | | | | | | | | | | | | |
| 関係団体の動き コスモスながさきの最近の動き | | 47 | | | | | | | | | | | | |
| ユキマサくん特集（業務案内パンフレットのご紹介） | | 48 | | | | | | | | | | | | |
| 事務局からのお知らせとお願い | | 50 | | | | | | | | | | | | |
| 編集後記 | | 52 | | | | | | | | | | | | |

長崎県行政書士会

E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : <https://gyosei-nagasaki.com>

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



令和5年 新年知事あいさつ

長崎県知事 大石 賢 吾

新年明けましておめでとうございます。

県民の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年2月の知事選挙におきまして、長崎県知事として県政のかじ取りを担わせていただくこととなり、これまで、中村前知事からの継続性も重視しながら、県政の発展に全力で取り組んでまいりました。

本年も、県民の皆様のご期待に応えることができるように、様々な取り組みを進めていきたいと考えております。

昨年を振り返ってみますと、長年の悲願でありました西九州新幹線が、9月に開業を迎えました。新幹線の開業は、今後の地域や産業の振興にとって大きなチャンスであります。開業効果の最大化に向け、官民一体となって、観光客の受入体制の充実や本県魅力の情報発信などに取り組んでいきます。

また、G7広島サミットに合わせて行われる保健大臣会合の長崎県開催が決定いたしました。長崎と広島は、ともに原爆被爆の惨禍を経験し、核兵器廃絶と世界平和への想いの発信を続けてきた平和都市であります。本県知事として初めて参加したNPT再検討会議においても、広島県との共催でシンポジウムを開催し、両県で核なき世界の実現に向けたメッセージを発信しました。今後、本県が、国際的な視点から役割を果たしていくための大きな一歩を踏み出すことができたと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、県民の皆様をはじめ、多くの関係者のご協力をいただきながら、国の動向も踏まえた様々な感染拡大防止対策に取り組んできました。今後も、社会経済活動の持続とコロナとの共生を図るための施策を積極的に講じてまいります。

これからの県政を進めるにあたって、私は、ふるさと長崎県を誇りに思い、将来を担っていく人材を育てることが、本県の発展に最も重要なテーマであると考え、子ども施策を県政の基軸として位置付けております。

このため本年は、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境づくりのほか、子どもたちが予測困難な社会を生き抜き、チャレンジする資質や能力を身に付けられる教育環境の整備など、関連施策の取り組みを加速していきます。

本年における重点的な取り組みとして、全世代の豊かで安全・安心な暮らしの確保にも努めてまいります。医療・福祉・介護等の充実や人材確保とともに、「長崎健康革命プロジェクト」を推進

し、健康長寿日本一を目指します。また、自然災害の激甚化や頻発化に対応するため、地域や県民の防災力を高め、災害に強い社会基盤の整備など、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策にも取り組みます。

長期的視点から本県発展を考えると、みんながチャレンジできる環境づくりもとても重要です。このため、スタートアップ企業の集積を目指し、投資家からの資金調達を円滑に進める仕組みづくりなど、起業にチャレンジしたいと思っただけの環境づくりを進めます。また、新たな基幹産業の創出に向け、企業の誘致や育成を図ります。

一方、農林水産業分野においては、スマート技術等を活用した所得向上対策を進め、UIターンを含め農林水産業に新たにチャレンジする若者を応援する取り組みのほか、教育分野における小中学校から高校までの一貫したふるさと教育などにより、働く場づくりと人づくりの好循環を生み出します。

今後のデジタル社会の進展を見据え、国境離島等における先端技術を活用した地域課題の解決や先進事例の創出、さらには教育面も含む様々な分野におけるデジタル化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）により「長崎県版デジタル社会」の実現を目指します。

さらに、本県ならではの歴史や伝統、自然景観等の強みを活かした観光・文化・スポーツのまちづくりのほか、戦略的な情報発信やブランディングにも注力し、多くの皆様に、本県を移住先や定住の地として選んでいただきたいと考えております。

また大きなイベントとしても、本年5月にG7広島サミットの保健大臣会合、令和6年度には日本スポーツマスターズ、令和7年度には国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が本県で開催されます。この機会に、一人でも多くの皆様に「本県を訪れたい」と思っただけのよう、積極的に本県の多彩な魅力を国内外に発信し、地域経済の活性化にもつなげてまいります。

本県は100年に一度の変革の時期を迎えております。この変革の時期をチャンスとして捉え、新年においてもこれらの取り組みを通じて、「新しい長崎県づくり」「選ばれる長崎県づくり」の実現に向け、県民の皆様と想いを一つにしながらか力を尽くしてまいります。

結びに、本年が皆様にとりまして、輝かしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



令和5年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会 会長 常 住 豊

令和5年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

長崎県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束は見え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発した世界規模のエネルギー危機が発生するなど、世界情勢の混乱は増すばかりであったと言えます。社会全体に不安が広がる中ではありますが、そのようなときにこそ行政書士の存在意義も大きくなります。国民の皆様が抱える不安や困りごとに対して「そうだ、行政書士に相談しよう！」と自然に想起していただけるよう、国民に寄り添い、国民から必要とされる存在として、今後も会員の皆様と共に研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

日行連では、昨年、ウクライナ避難民等への支援について人道的見地から積極的に取り組んでまいりました。また、デジタル化への対応として、政府が行う各種コロナ支援策における電子申請等への協力をするとともに、「誰一人取り残さない」社会のデジタル化に向けて必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進について、総務省からの委託による代理申請手続事業を展開するなど積極的に推進してまいりました。この事業については特に年度内までの範囲での取り組みとしており、各単位会、各会員におかれましては、引き続き顧客対応場面等におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた代理申請等の申請支援に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

加えて現在、中央省庁に対しデジタル・デバイド解消や、なりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境の整備等を強く要望しております。デジタル時代において、更に重要性が増すのは様々な証明業務です。大正9年の内務省令「代書人規則」の頃より「事実証明に関する書類の作成」は行政書士の業務であり、今後も行政書士の有する事実証明に関する役割、社会的な有用性は高まっていくものと考えております。

また、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用についても、国等への要望を強力に推し進めてまいります。

行政書士制度の更なる発展には、会員の皆様による現場の活動が必要不可欠となります。今後も日行連として、会員の皆様が一様に行政書士であることを誇りに思えるよう、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後に、この新しい年が長崎県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新しい時代を迎えて

長崎県行政書士会 会長 山 脇 正 隆

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、長崎県行政書士会に対しましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大は、各方面において甚大な影響を与え社会システムも大きく IT 社会へと変貌を遂げてきております。

このような社会情勢の中で、行政書士は、国民のライフステージや事業経営における様々な許認可手続、相続・贈与・売買等の財産管理手続分野等において、あなたの身近な街の法律家として、全国津々浦々でその使命を十分に発揮して、その活躍の場を広げてきております。

このコロナ禍の中、各種行政手続は、電子申請がさらに普及し行政書士業務においても、電子申請システムを駆使した行政書士の多種多様な法知識と正確な事務処理能力に、国民事業者の皆様の行政書士に対する期待がさらに拡大しており、その信頼に対する行政書士の職責の重要性もさらに増大しております。

長崎県行政書士会は、国や地方自治体の各種施策への行政書士制度との連携を強化して参りました。

特に従来からの長崎県との経営事項審査業務の受託継続をはじめ、近年は、長崎市との相続人確認調査等の事実証明業務分野でその業務を受託するとともに、また、各地各支部で無料相談会を実施し、本県地方自治体との連携による県民事業者の財産や権利を擁護する行政書士として地域社会の発展に貢献して参りました。

『知行合一』という言葉がありますが、会員の皆さんが、行政書士力を十分に発揮できる環境を整備し、国民事業者の期待に今後さらに答えていくためには、行政書士の自己研鑽による業務処理能力のさらなる充実をはかるとともに、併せて、行政書士抹消登録規定の改正等により自浄能力を強化し、行政書士の更なる資質向上にも務めていかなければなりません。

長崎県行政書士会においては、これまで以上に、各方面と連携を強化し、行政書士の更なるレベルアップをしていかなければなりません。

国民の皆様、事業者の皆様に寄り添う行政書士。

力強いサポーターとしての行政書士『あなたの街の頼れる行政書士』

今後とも皆様のご指導ご鞭撻を、本会会員に頂きますようお願いします。

皆様の今後益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。



年頭の挨拶

長崎県行政書士会 副会長 濱田 宗一

会員各位の皆様、明けましておめでとうございます。令和5年度の年頭に当たりましてご挨拶申し上げます。

昨年は、ややコロナ禍は下火となりましたが、気を引き締めた一年でした。それに関連しまして、事業者の皆様へ「事業復活支援金」の支援申込みをお手伝いいただきありがとうございました。他県会に劣らず件数が伸びました。皆様のご協力のおかげです。

今年も何かありましたら、日本行政書士会連合会が主催するものにご協力を願います。

しかし、我々行政書士は、許認可に関連し、色々とアドバイスできる立場にいます。

今年は皆様とともに自己研鑽に励みたく思います。行政書士の仕事の建設業許可、経営事項審査、県や市への指名願いを頑張りましょう。自動車関連、農地法関連、風俗関連など、昔からいわれている仕事ですが、地道に営業をされ、仕事を頂いたお客様を大事にされ、お互いに業績を伸ばしたいです。

世界に目を向けますと、ロシアがウクライナに侵攻しました。信じられない惨事でした。両国に多大な死者、負傷者が出ています。一刻も早く、停戦が訪れることを願っています。

今年一年が皆様にとって、素晴らしい飛躍の年になることを願っています。



令和4年度 第63回 長崎県行政書士会定時総会のご報告

日 時：令和4年5月28日（土） 13時30分～15時30分

場 所：L&L ホテルセンリュウ 諫早市永昌東町13-29

司 会：松岡いずみ 会員

議 長：古川 武 会員



令和4年5月28日、令和4年度第63回定時総会が開催された。コロナ禍のため、欠席者が目立ち、委任状出席者が大多数を占めた。開会に先立ち、昨年度中にご逝去された物故会員のご冥福を祈り黙祷がささげられた。その後、濱田副会長の開会宣言により本総会の幕開けとなった。

令和4年度 第63回 長崎県行政書士会定時総会 次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 物故会員及び物故者へ黙祷
4. 新入会員の紹介
5. 議長選出
6. 議長挨拶
7. 議事録署名人指名並びに議事録作成人委嘱
8. 議案審議
 - 第1号議案 令和3年度会務及び事業報告の承認について
 - 第2号議案 令和3年度決算報告の承認について
 - (1) 決算報告
 - (2) 監査報告
 - 第3号議案 役員選任規則改正案の承認について
 - 第4号議案 令和4年度事業計画（案）の承認について
 - 第5号議案 令和4年度予算（案）の承認について
 - 第6号議案 その他
9. 議長任了の挨拶
10. 閉会の辞

■ 会長挨拶

山脇正隆会長は、会員に深く一礼し、開会に際し本年の長崎県行政書士会定時総会の開催に感謝の言葉を述べられた。



■ 祝電案内

■ 物故会員及び物故者へ黙祷

■ 新入会員の紹介

柿田総務部長より新入会員の読み上げ、出席した新人会員より挨拶があった。



■ 総会成立宣言

総会員数 399 名中出席者 44 名、委任状提出者 208 名の計 252 名。本会会則第 40 条の規定により、総会構成員総数の 2 分の 1 以上の会員の出席であり、本総会が有効に成立することが柿田総務部長から宣言された。



■ 議長選出・議長挨拶

議長選出についての発議があり、出席会員より「執行部一任」との意見を受けて、島原支部〈古川武会員〉が指名され承認され、登壇して就任の挨拶を述べた。



■ 議事録署名人・議事録作成人

議事録署名人に西村正則会員、川田祐二会員、同作成人に林田孝行会員、川村明渡会員が指名された。



■ 議案審議

本総会では、次の 5 議案について審議された。第 1 号、第 2 号議案について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から議事の詳細な説明を割愛するとし、特に訂正・補正はないとして事前に提出された質問に執行部が答弁し、会場から質問が上がった。第 3 号議案から第 5 号議案について執行部に説明を求め、その後に質問が上がった。第 1 号議案から第 5 号議案は挙手多数により原案通り承認可決された。第 6 号議案については協議事項は無し。

第 1 号議案 令和 3 年度会務及び事業報告の承認について

第 2 号議案 令和 3 年度決算報告の承認について

第 3 号議案 役員選任規則改正案の承認について

第 4 号議案 令和 4 年度事業計画（案）の承認について

第 5 号議案 令和 4 年度予算（案）の承認について

第 6 号議案 その他（なし）



■ 質疑応答

※紙面の都合により、質疑応答の内容は掲載していません。記事詳細につきましては本会事務局で「議事録」を閲覧することができます。

～ スナップショット ～



第 63 回 長崎県行政書士会定時総会 質問一覧

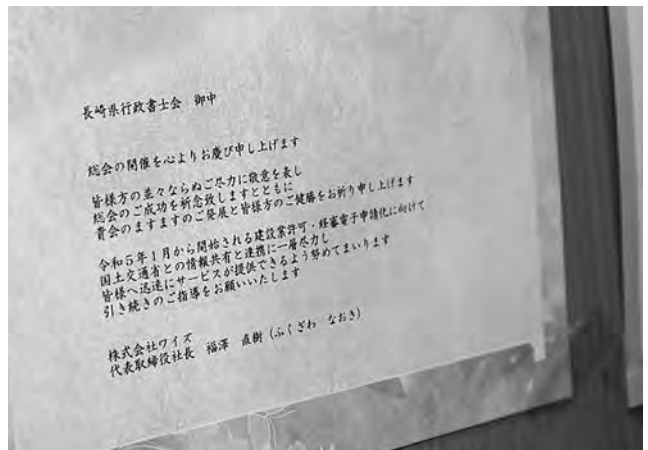
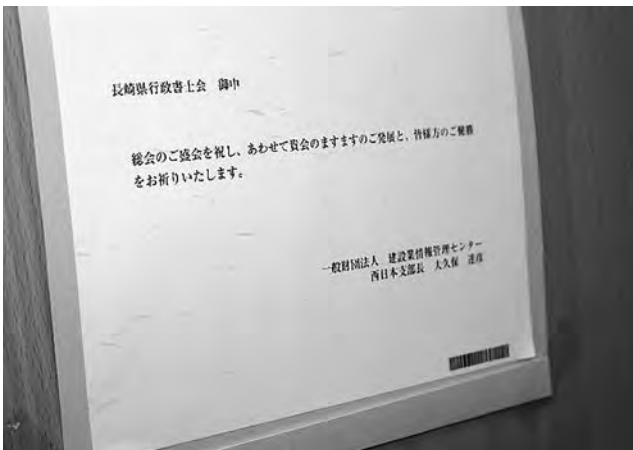
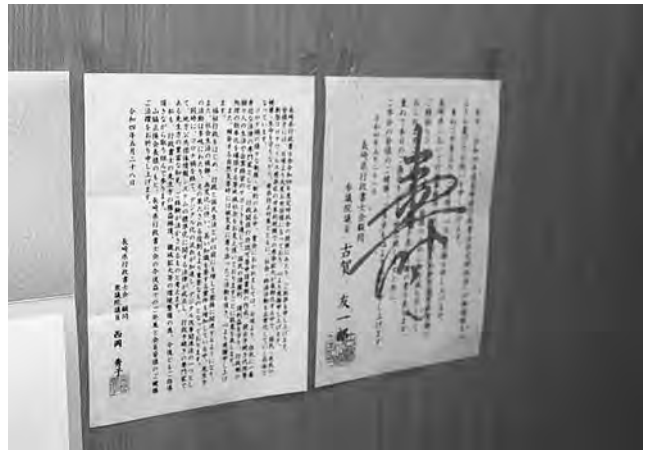
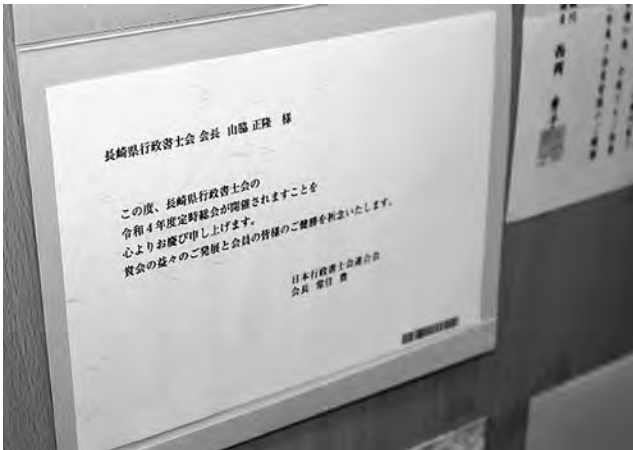
(敬称略)

| | 議 案 | 質問 (書) | 質 問 表 題 |
|---|---------|--------|-------------------------------|
| 1 | 第 1 号議案 | 川島 孝紀 | 新旧事務局職員の引継ぎ及び今後の対策 |
| 2 | 第 1 号議案 | 前田 邦克 | 事務局職員入替えの所見及び事務局長採用について |
| 3 | 第 3 号議案 | 梅枝眞一郎 | 本改正案提案について。郵便投票への対策及び抽選方法について |
| 4 | 第 4 号議案 | 梅枝眞一郎 | 委員会の整理について |
| 5 | 第 5 号議案 | 高田 啓介 | 事務局の管理運営に関する事項の記載内容について |

〈注 記〉

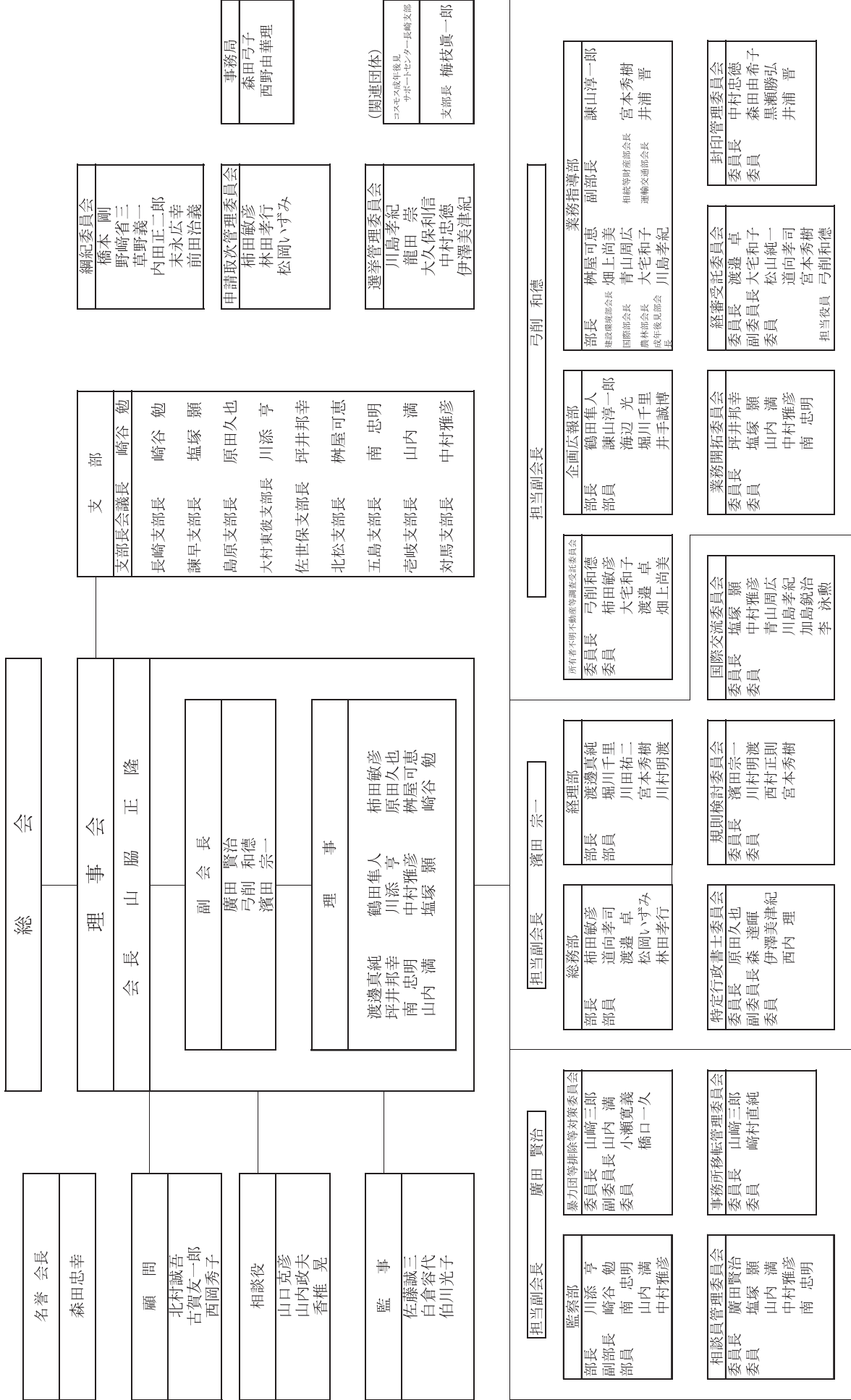
この記事は議事録ではありません。
議事録は事務局で閲覧することができます。

祝辞・祝電のご紹介



長崎県行政書士会組織図

令和4年7月1日開催 理事会



ウクライナ避難民等在留支援（国際部会）

日本行政書士会連合会内に「日行連ウクライナ避難民等在留支援本部」が設置されたことを受け、TEL、メールによる支援窓口が設けられました。日行連本部員が対応できない場合等、各単位会担当者へ支援協力を要請し、支援内容に関する情報を各単位会担当者から日行連へ報告することとなりました。

■ ウクライナ避難民等在留支援内容

1. 在留資格の申請手続支援

在留期間更新手続（短期滞在等）、在留資格変更手続（短期滞在→特定活動）など
在留資格に関する手続を支援する。

2. 自治体等との連携・協働による支援

- ① 行政手続（住民登録、生活保護等）
- ② 就労支援（不法就労に巻き込まれないための在留資格の啓発等）
- ③ 就学支援（教育委員会等への事前相談等）
- ④ 日本語教室、国際交流団体をはじめとする各種団体等への紹介
- ⑤ その他、行政書士業務に関わる事項

■ 長崎会における支援活動の状況

ウクライナ人避難民の支援を行う NPO 法人からの依頼により、長崎国際大学が日本での生活に協力するウクライナ人避難民 2 名に関する入管手続きについて協力依頼があり、入管長崎出張所との事前相談、長崎国際大学での面談、入管申請取次ぎ（短期滞在から特定活動への在留資格変更許可申請）を実施し、即日（令和 4 年 6 月 28 日付け）にて許可を受けました。



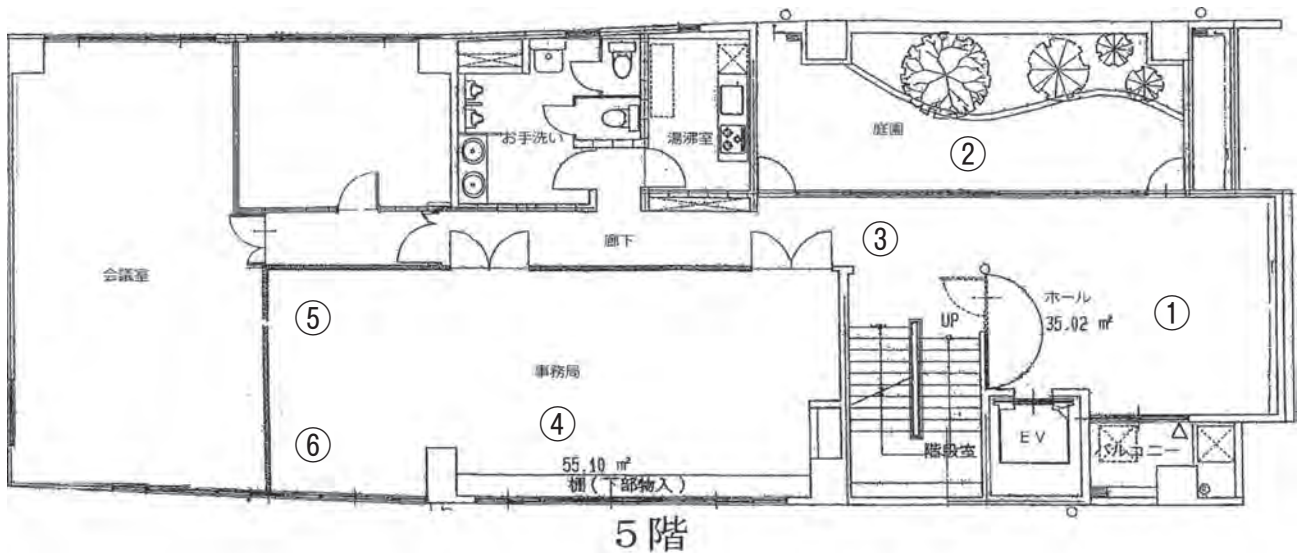
その後も同様に 2 名の在留資格変更許可申請のご相談に対応しました。（10 月 26 日付け許可）。
なお、引き続き対応依頼を受けているところです。

（主たる対応者：加島鋭治、青山周広、田平圭子、木戸一典、村井啓一）

長崎県行政書士会事務局が「長崎市馬町」に移転しました！

令和4年9月26日付けで、長崎市桜町の旧事務局から長崎市馬町の「長崎縣市町村会館馬町別館5階」に長崎県行政書士会事務局が移転しました。それに伴い駐車場も2台完備し、利便性が高くなりました。

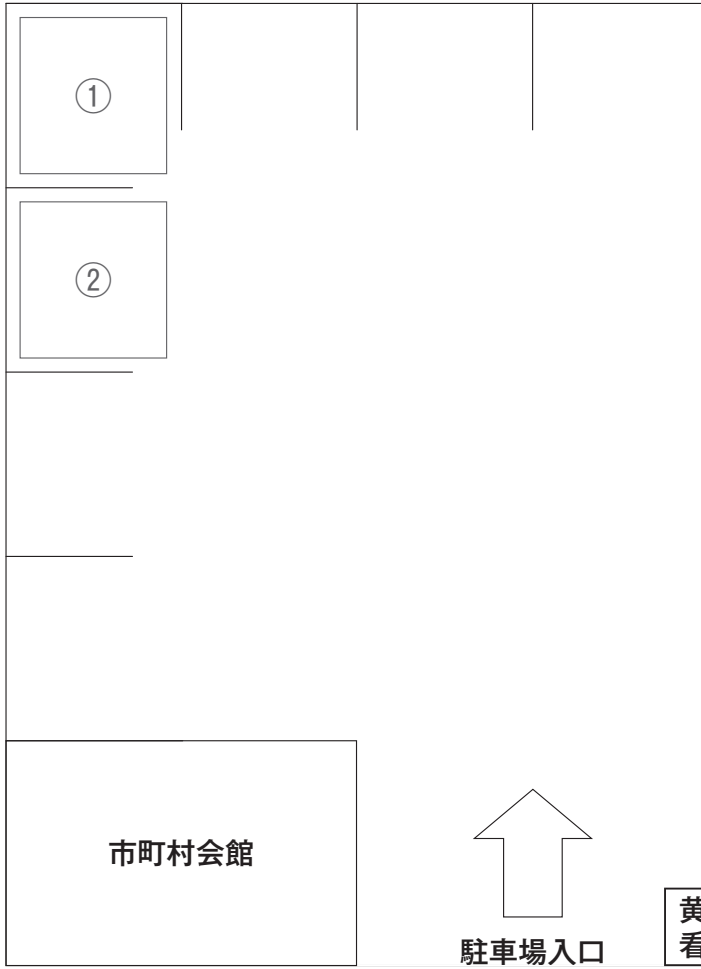
新しい事務局へ是非一度お立ち寄り下さい。



建物入口の
目印は
「黄色看板」
ニヤ！



市町村会館駐車場停車位置（※2台まで）



歩道

車道



大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書締結式

日 時：令和4年10月12日（水）17時

場 所：長崎県庁3F会議室

参加者：長崎県、長崎専門職団体連絡協議会（長崎県弁護士会、長崎県司法書士会、九州北部税理士会、長崎県地区連絡協議会、長崎県社会保険労務士会、長崎県行政書士会、長崎県土地家屋調査士会、公益社団法人長崎県不動産鑑定士協会、一般社団法人長崎県中小企業診断士協会）

長崎県と長崎専門職団体連絡協議会との間で大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する締結式が長崎県庁3F会議室において行われました。協定書は、長崎県内で大規模災害等が発生した場合において長崎県が要請に際し、速やかに相談業務従事者を選定し、県が指定する業務実施場所に従事者を派遣するものです。協定の有効期間は令和4年10月12日から令和5年3月31日まで（延長あり）となります。



第48回中国人墓地清掃参加

日 時：令和4年11月3日（木）9時～11時

場 所：稲佐悟真寺国際墓地内中国人墓地

参加者：8名（全体170名）

毎年9月下旬に日中親善事業の一環として長崎市稲佐町の稲佐悟真寺国際墓地において中国人墓地の清掃作業が行われています。昨年は新型コロナウイルス感染症防止のため中止になりました。本年も11月3日に延期開催となり、市内の企業はもちろん、遠方よりグループ・個人で参加される方も多く、本会からは濱田宗一副会長をはじめ8名の参加となりました。秋晴れの中、清々しく活動作業に打ち込みました。



令和4年度 行政書士試験結果

令和4年度の行政書士試験が令和4年11月13日（日）全国の各会場で実施されました。

新型コロナウイルスは本年の試験にも影響を与え、昨年より受験者が微増したため「長崎県総合福祉センター」及び「長崎県立諫早技能会館」の2会場において対応いたしました。

コロナ対応と大雨予想の中、困難な試験実施を想定しておりましたが、試験当日は小雨となり各会場責任者を中心に行政書士試験スタッフ一丸となり、大きな混乱もなく無事終了しました。

| | |
|----------|---------------------|
| 全国受験申込者数 | 60,479名 |
| 受験者数 | 47,850名（受験率 79.12%） |
| 合格者数 | 5,802名（合格率 12.13%） |

| | |
|-----------|------------------|
| 長崎県受験申込者数 | 350名 |
| 受験者数 | 279名（受験率 79.71%） |
| 合格者数 | 20名（合格率 7.17%） |

（内訳）長崎県総合福祉センター

| | |
|--------|------------------|
| 受験申込者数 | 224名 |
| 受験者数 | 177名（受験率 79.02%） |
| 合格者数 | 14名（合格率 7.91%） |

（内訳）長崎県立諫早技能会館

| | |
|--------|------------------|
| 受験申込者数 | 126名 |
| 受験者数 | 102名（受験率 80.95%） |
| 合格者数 | 6名（合格率 5.88%） |



職務上請求書の取扱いが変更されます

令和4年8月
日本行政書士会連合会

昨年、会員による職務上請求書の不正使用事件が発生したことを受け、再発防止を目的として日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）が一部改正・施行されることとなりました。会員の皆様におかれましては、当該規則に基づいた新たな取扱いをお願いすることになります。

つきましては、この度の変更となりました取扱い内容をご案内しますので、ご参照の上、職務上請求書の適正な使用について励行いただくとともに、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

職務上請求書の使用冊数に基準が設けられます

- (1) 2回目以降の購入を希望する際に提出する職務上請求書控え綴りについて、誤記入や不明瞭な記載の頻出、その他使用方法又は記載内容に疑義が見受けられた場合、また、**基準を超える使用頻度**が確認された場合には、職務上請求書払出しの可否について審査がなされます。

基準を超える使用頻度の基準について

- ① 基準冊数
1年間で10冊又は**1か月間で2冊**（法人の場合は1社員当たりの冊数）
- ② 基準を超える使用があった場合の確認方法
 - a) 1年間で10冊を超えたとき
…理由書及び請求に係る業務の内訳の提出を求められます。
 - b) 1年間で20冊又は1か月間で2冊を超えたとき
…理由書及び事件簿の提出を求められます。
- ③ 日行連への報告
1年間に20冊を超える使用があった場合、当該会員の氏名、登録番号、理由書、その他必要な事項が各单位会から日行連に報告されます。

- (2) 審査の結果、疑義が解消されなかった場合、一定期間、職務上請求書の払出しが凍結されることがあります。

疑義ある事案への措置として提出書類が追加されます

職務上請求書の使用上及び保管・管理上の責務への違背の疑義により単位会長から求められた場合、未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）、職務上請求書の使用済み控え、事件簿、領収証の控えその他必要な書類を提出しなければなりません。

職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由とした処分の罰則が強化されます

- (1) 職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由として都道府県知事又は単位会長から処分がなされた場合、保有している未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）のすべてを、単位会にすみやかに返戻しなければなりません。
- (2) 以下に掲げる期間において、職務上請求書の購入及び使用が禁止されます。

① 知事処分

- 戒告（法第 14 条第一号、法第 14 条の 2 第一号）
⇒ 処分の日から **2年**
- 2年以内の業務の停止、2年以内の業務の全部又は一部の停止、当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止（法第 14 条第二号、法第 14 条の 2 第 1 項第二号、同条第 2 項第二号）
⇒ 業務の停止の日から期間終了の翌日より **4年**
- 業務の禁止（法第 14 条第三号）
⇒ 欠格事由に該当するため行政書士登録は抹消となるが、その後再登録された場合であっても、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。

② 単位会長処分

- 訓告 ⇒ 処分の日から **2年**
- 会員権の停止処分 ⇒ 会員権の停止の日から期間終了の翌日より **2年**
- 廃業勧告、解散勧告 ⇒ 以後、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。
一度廃業し再登録した場合であっても、購入及び使用の禁止は継続される。

※本内容は会員専用ホームページ（連 con）においてもお知らせいたします。

以 上

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日広報活動 ◆

令和4年度 行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼

令和4年11月8日

出席者

山脇会長 廣田・濱田副会長 川添監察部部長 鶴田企画広報部部長

令和4年11月8日、13時30分に長崎県庁ロビーに集合し、昨年に続き行政書士広報月間に係る長崎県の許認可を司る主要関係部署6箇所に対し挨拶、電子化の進捗状況確認、行政書士制度の広報活動を行いました。

● 土木部都市政策課宅地指導班 尾崎様



● 農林部農山村振興課農地農振班 中崎様



● 県民生活部環境部資源循環推進室 古川様



● 県警本部交通部 中谷様



● 県警本部生活安全部営業第一係 鋤塚様



● 長崎運輸支局 原様



【活動内容】

- 行政書士広報月間周知
- 日行連からの各機関への協力願い文書配布
- 長崎県行政書士会からの協力願い文書配布
- 電子申請化に伴う業務負担の支援に関する提案
- 日行連ポスター配布

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日広報活動 ◆

令和4年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書(広報関係)

I. 電話無料相談

| | 日時 | 場所 | 告知方法・実施内容 | 回答スタッフ(人数) |
|------|-------------------|--------------|---|------------|
| 実施概要 | 毎週水曜日 10:00~15:00 | 長崎支部事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ホームページ掲載・電話1台 電話1台 電話1台 電話1台 電話1台 | 対応者：2名 |
| | 10月 | 各個人事務所(北松支部) | | 対応者：1名 |
| | 10月 | 各個人事務所(五島支部) | | 対応者：1名 |
| | 10月 | 各個人事務所(壱岐支部) | | 対応者：1名 |
| | 10月 | 各個人事務所(対馬支部) | | 対応者：1名 |
| 問題点等 | | | | |
| | | | | |

II. 対面無料相談

| | 日時 | 場所 | 告知方法・実施内容 | 備考(対応者数など) |
|------|----------------------|-----------------------|---|------------|
| 実施概要 | 10/3(月)~7(金) | 各個人事務所(島原支部) | <ul style="list-style-type: none"> 島原市、南島原市、雲仙市の広報誌 県会・大村市ホームページ 広報誌、FAX、電気軌道車内中吊り広告 ライフ佐世保(ミニコミ誌掲載) 島原市ホームページ掲載ほか 島内新聞への掲載 | 対応者：1名 |
| | 10/12(水) 13:00~16:00 | 大村市市民相談室(大村支部) | | 対応者：8名 |
| | 10/23(日) 10:00~16:00 | 長崎県勤労福祉会館(長崎支部開催) | | 対応者：8名 |
| | 10/23(日) 10:00~15:00 | 吉井地区コミュニティセンター(佐世保支部) | | 対応者：1名 |
| | 10/28(金) 13:00~16:00 | 島原市役所(島原支部) | | |
| | 10月 | 各個人事務所電話無料相談(壱岐支部) | | |
| | 10月 | 各個人事務所電話無料相談(五島支部) | | |

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

| | 権利義務・事実証明 | | | | | | | | 許認可関係 | | | | | | | | | | |
|----------|---|------|--------|--------|-------|------|------|-----|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|--------|-----|----|
| | 遺言・相続 | 各種契約 | 明・記帳会計 | 定款・内容証 | 不動産関係 | 戸籍関係 | 知的財産 | その他 | 合計 | 建設・風管 | 法人設立 | 土地開発 | 農地転用 | 自動車関係 | 入管関係 | 代理業務 | 行政不服申立 | その他 | 合計 |
| 電話相談 | 5 | | | | | | | 5 | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 対面相談 | 28 | | 1 | | 6 | | | 37 | 1 | | | 6 | | 1 | | | | 7 | 15 |
| その他の相談事例 | <p>【良かった点】相談時間に制限を設けなかったことで、ゆっくり話を聞くことができた。</p> <p>【悪かった点】相談会日時が稲刈りの時期に重なって、農村地域である当該地域の相談者が少なかった。開催日の設定に注意を払うべきであった。</p> <p>【対馬支部長】今回は、支部長である私が、体調を崩して長期間入院し、広報月間期間(10月)及び準備期間の前月(9月)も入院していたため、広報活動はほぼできない状態となり、会員の方々にも迷惑をおかけした。今後は、健康にも留意し、ご迷惑をおかけしないように十分注意し職責を果たさなければならないと考えます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

IV. 広報月間中に行った PR 活動（無料相談も含む）

| 無料相談・グッズ関係 | | | | | | | | その他の事例 | | |
|----------------|----------------|----|--------|-------|---------------------------|------|-------|---------|--|--|
| | | | 単体会事務局 | 支部事務所 | 公的施設 | 駅・店頭 | 会員事務所 | その他 | | |
| | 電話無料相談会場数 | | | | | | 8 | | | |
| | 対面無料相談会場数 | | | | 2 | | | | | |
| | ポスター（日行連作製）配布数 | | 50 | 250 | 90 | | 450 | | | |
| | チラシ配布数 | | | | | | | | | |
| その他の PR グッズ配布数 | | | 9 | | | | | | | |
| 媒体活用関係 | 媒体 | | 件数 | | 活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例 | | | 経費 | | |
| | 自治体広報誌 | | | | | | | | | |
| | 新聞 | 広告 | 1 | | ライフ佐世保（ミニコミ誌） | | | 27,500 | | |
| | | 報道 | | | 長崎新聞／新聞広告欄への掲載 | | | 330,000 | | |
| | テレビ | 広告 | 1 | | | | | | | |
| | | 報道 | | | | | | | | |
| | ラジオ | 広告 | 1 | | NBC ラジオ放送（スポット放送 10 月中毎日） | | | 220,000 | | |
| | | 報道 | | | | | | | | |
| その他の配布物（種類・部数） | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 経費の合計 | 577,500 | | |
| 広報活動 その他の | 社会貢献 | | ADR | なし | | | | | | |
| | | | 成年後見 | あり | | | | | | |
| | その他のイベント等 | | | | | | | | | |

【総評（良かった点、悪かった点、工夫した点等）・今後の課題】

- ①地元長崎新聞への『行政書士広報月間』のお知らせを掲載
- ②地元 NBC ラジオで 10 月の広報月間期間中毎日一日 5 本まで（CM 20 秒→100 文字、60 秒→原稿読み 300～400 文字）※ AM と FM で聴くことが可能。
- ③各行政機関訪問 会長以下副会長 2 名、監察部長、企画広報部長の計 5 名 昨年に続き行政書士広報月間に係る長崎県の許認可関係の部署 6 か所に対し、挨拶、電子化の進捗状況確認、行政書士制度の広報活動を行う。

執行部・各部・各委員会・各支部・その他の動き

令和4年度第1回理事会・支部長会

日時：令和4年4月27日

場所：長崎橋本商会ビル3階会議室

■ 支部長会

- 協議事項：①第1回理事会提案事項について 非行政書士等対応として本人確認の徹底について 新入会員の事務所調査における事前対応と広報ポスター
②各支部の状況報告について
③その他 意見なし

■ 理事会

- 議案：第1号議案 令和4年度定時総会承認事項について
第2号議案 行政書士名義貸し疑い案件について
第3号議案 退会会員の会費免除について
第4号議案 日行連総会出席代議員の選出について
第5号議案 その他

- 報告事項：1. 長崎市所有者不明不動産相続人調査業務受託について
2. 生活衛生業行政書士派遣支援事業の状況について
3. その他



令和4年度第2回理事会・支部長会

日時：令和4年7月1日

場所：長崎県勤労福祉会館会議室

■ 支部長会

- 協議事項：①研修会時の県会 Zoom アカウント使用について
②諫早市支部広報活動を県内全域での実施要望

■ 理事会

- 議案：第1号議案 各部・委員会の今年度事業実施に向けた対応について
第2号議案 役員選任規則変更に伴う実施要綱等制定対応 PT について
第3号議案 事務所移転に向けての対応について
第4号議案 行政書士法違反疑い事案について
第5号議案 事務局長選任について
第6号議案 その他



令和4年度第3回理事会・支部長会

日 時：令和4年11月25日

場 所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■ 支部長会

協議事項：①支部長会について

②諫早支部での広報活動を県内全域での実施要望

③行政書士手帳の全会員への配布について

■ 理事会

議 案：第1号議案 業務指導部部員増員について 国際部
会部員増員の件

第2号議案 株式会社ワイズとの業務提携基本契約
書締結承認について

協議事項：①上期における各部・各委員会の事業報告について

②中間監査報告及び予算執行状況について

③下期における各部・各委員会の事業計画について

④次年度総会への対応について

⑤選挙管理委員会運営要領について

⑥その他

報告事項：1. 九地協会長会について

2. その他



令和4年度第4回理事会・支部長会

日 時：令和5年1月27日

場 所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■ 支部長会

協議事項：①司法書士・土地家屋調査士などの兼業の補助者について

②各支部の総会日程確認

③土地家屋調査士の行政書士法違反について

■ 理事会

議 案：第1号議案 令和5年度定時総会開催方法について

第2号議案 事務所移転管理委員会の廃止について

第3号議案 就業規則の改定について

第4号議案 経審管理委員会委員選任について

第5号議案 自動車封印取扱内規別紙様式第3号及び別紙様式第4号一部変更について



◆ 令和4年度第1回正副会長会

日 時：令和4年4月23日

場 所：県会事務局

協議事項：①令和4年度総会承認事項について
②代議員選任について（理事会議案）
③退会者の会費免除可否について
④事務局職員体制について
⑤その他

報告事項：1. 九州地方協議会開催について
2. その他

◆ 令和4年度第2回拡大正副会長会

日 時：令和4年6月20日

場 所：長崎県勤労福祉会館

議 案：第1号議案 行政書士法違反疑い事案について
第2号議案 事務所移転に向けての対応について
第3号議案 役員選任規則変更に伴う実施要綱等制定対応 PT について
第4号議案 各部・委員会の今年度事業実施に向けた対応について
第5号議案 事務局長選任について

◆ 令和4年度第3回正副会長会議

日 時：令和4年6月28日

場 所：県会事務局

協議事項：事務局よりメールを発信した際のエラーについて HAC に現状説明

◆ 令和4年度第4回正副会長会議

日 時：令和4年7月8日

場 所：長崎県町村会館馬町別館5階会議室

協議事項：①事務局ハード・ソフト面の整備について
②事務局長選任について
③役員選任要綱制定対応 PT について
④横田調査士の行政書士法違反疑い事案について
⑤その他

◆ 令和4年度第5回正副会長会議

日 時：令和4年8月4日

場 所：県会事務局

協議事項：①事務局のOA環境整備
②事務局移転対応について
③事務局長選任について
④役員選任実施要綱
⑤その他 マイナンバー

◆ 令和4年度第6回拡大正副会長会議

日 時：令和4年8月8日

場 所：古都（諫早市）

協議事項：①事務局長選任について
②マイナンバー支援事業について
③その他

◆ 令和4年度第7回正副会長会

日 時：令和4年11月11日

場 所：高城会館4F第3研修室

議 案：第1号議案 業務指導部員の増員について

協議事項：①上期における各部・各委員会の事業報告について
②中間監査報告及び予算執行状況について
③下期における各部・各委員会の事業計画について
④次年度総会について
⑤選挙管理委員会運営要領について

報告事項：九地協会会長会について

◆ 令和4年度第8回正副会長会

日 時：令和4年12月16日

場 所：県会事務局

協議事項：①職員賞与の件
②行政書士記念日
③事務局長の件
④次期総会の場所
⑤郵便投票による会長選挙に関して
⑥選挙管理委員会運営要領について

● 事務局（登録交付式）

令和4年4月1日 登録交付式（新入会員1名）
令和4年6月6日 登録交付式（新入会員1名）
令和4年6月20日 登録交付式（新入会員2名）
令和4年7月11日 登録交付式（新入会員2名）
令和4年7月12日 登録交付式（新入会員1名）
令和4年7月25日 登録交付式（新入会員4名）
令和4年8月8日 登録交付式（新入会員1名）
令和4年8月31日 登録交付式（新入会員2名）
令和4年9月13日 登録交付式（新入会員1名）
令和4年12月5日 登録交付式（新入会員2名）
令和5年2月6日 登録交付式（新入会員1名）

● 経理部

| | |
|------------|------------------|
| 令和4年4月6日 | 決算書作成準備 |
| 令和4年4月13日 | 決算書作成準備 |
| 令和4年4月14日 | 決算書作成準備 |
| 令和4年4月15日 | 決算書作成 |
| 令和4年4月16日 | 決算監査会議 |
| 令和4年4月18日 | 経理部会議 |
| 令和4年4月20日 | 経理部会議 |
| 令和4年5月18日 | 経理部会議 |
| 令和4年6月8日 | 経理部チェック |
| 令和4年7月12日 | 経理部チェック |
| 令和4年8月17日 | 経理部会議 |
| 令和4年9月8日 | 経理部チェック |
| 令和4年10月1日 | 事務所移転に伴う不用品処分立ち合 |
| 令和4年10月3日 | 経理部チェック 中間監査の為 |
| 令和4年10月12日 | 中間監査 |
| 令和4年11月15日 | 経理部チェック |
| 令和4年11月22日 | 経理部会議 |
| 令和4年12月12日 | 経理部チェック |
| 令和4年12月13日 | 経理部チェック |
| 令和5年1月11日 | 経理部チェック |
| 令和5年1月21日 | 経理部会議 |

● 業務指導部

| | |
|------------|--------------------------------|
| 令和4年8月4日 | 意見交換会 長崎県土木部 |
| 令和4年10月25日 | 渉外業務の取扱いについて |
| 令和4年10月25日 | 軽自動車 OSS の申請手続きに関する説明会 (Zoom) |
| 令和4年10月7日 | 意見交換 佐世保市役所 |
| 令和4年11月6日 | 意見交換会 福岡出入国管理局 |
| 令和4年11月18日 | 日行連 農地法関係業務担当者会議 (Zoom) |
| 令和4年11月19日 | 基礎研修会 新興善メモリアルホール |
| 令和4年12月12日 | 中央研究所全国担当者会議 (Zoom) |
| 令和4年12月16日 | 長崎運輸支局 自動車検査証電子化に向けた説明会 (Zoom) |
| 令和5年1月24日 | 日行連 高齢者支援に関する全国担当者会議 (Zoom) |
| 令和5年2月14日 | 日行連 国際・企業経營業務担当者との意見交換会 (Zoom) |

● 企画広報部

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 令和4年2月18日 | 令和3年度全国広報担当者会議 (東京 Zoom) |
| 令和4年7月21日 | 第1回企画広報部会 (諫早中央公民館) |
| 令和4年8月2日 | 行政書士広報月間新聞広告掲載に関する打合せ (長崎新聞社) |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 令和4年8月26日 | 行政書士広報月間ラジオ CM 放送に関する打合せ (NBC) |
| 令和4年9月1日 | 企画広報部 広報月間ポスター封入れ |
| 令和4年9月2日 | 企画広報部 広報月間ポスター封入れ |
| 令和4年10月7日 | 事務所移転に伴う作業 |
| 令和4年10月23日 | 長崎支部無料相談会取材 |
| 令和4年11月8日 | 広報月間挨拶と依頼 長崎県・県警本部・長崎運輸支局 |
| 令和4年11月11日 | 企画広報部 THE 行政書士道取材 |
| 令和5年1月10日 | 企画広報部 写真撮影及び記事内容打合せ |

● 監察部

| | |
|-----------|---------------------------|
| 令和4年11月8日 | 広報月間挨拶と依頼 長崎県・県警本部・長崎運輸支局 |
|-----------|---------------------------|

各委員会の動き

● 規則検討委員会

| | |
|------------|---------------------------------|
| 令和4年4月5日 | 第4回役員選任規則改正に関する検討ほか (大村市中地区公民館) |
| 令和4年8月5日 | 第1回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年9月3日 | 第2回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年10月1日 | 第3回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年11月5日 | 第4回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年11月21日 | 第5回役員選任要綱等制定検討会 (諫早高城会館) |
| 令和4年11月25日 | 許認可を要する法人関係業務全国担当者会議 (Zoom) |
| 令和4年12月16日 | 第5回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館) |
| 令和5年1月14日 | 第6回役員選任要綱等制定検討会 (諫早高城会館) |

● 国際交流委員会

| | |
|---------|-------------------|
| 令和4年4月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年5月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年6月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年6月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年6月 | 長崎県日中親善協議会総会 農協会館 |
| 令和4年7月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年8月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年10月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年11月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和4年12月 | 国際交流協会相談会 |
| 令和5年1月 | 国際交流協会相談会 |

● 封印管理委員会

| | |
|------------|-----------------------|
| 令和4年6月11日 | 丁種会員指定研修会 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年6月25日 | 封印管理委員会会議 (大村市中地区公民館) |
| 令和4年10月20日 | 日行連 OSS 実務者説明会 (Zoom) |

令和4年11月1日 軽自動車 OSS の申請手続きに関する説明会 (Zoom)
令和4年11月21日 長崎運輸支局 丁種受託者についての立入り検査
令和5年1月21日 丁種封印業務受託者事前研修会 (Zoom)

● 事務所移転委員会

令和4年9月1日 事務所移転について (馬町別館)
令和4年9月6日 新事務所移転打合せ・契約
令和4年9月21日 新事務所打合せ (馬町別館)

● 申請取次委員会

令和4年10月25日 渉外業務の取扱いについて 事務局
令和4年11月19日 基礎研修会 新興善メモリアルホール

● 業務開拓委員会

令和4年10月7日 佐世保市役所 意見交換

● 特定行政書士委員会

令和4年10月16日 特定行政書士考査 勤労福祉会館
令和5年2月6日 日行連 特定行政書士制度推進全国担当者会議 (Zoom)

● 経審受託委員会

令和4年3月22日 令和3年度経審等受託委員会第2回役員会 (勤労福祉会館)
令和4年4月12日 第1回経審等受託委員会全体協議会 長崎県庁
令和4年5月16日 長崎県土木部監理課建設指導班との協議 (県庁)
令和4年6月22日 経審等受託委員会第1回役員会 (勤労福祉会館)
令和4年7月29日 経審等受託委員会第1回審査員研修会 (大村市中地区公民館)
令和4年10月29日 令和5年度経営事項審査 審査要員効果測定 長崎・佐世保会場
令和4年12月 第2回経審等受託委員会全体会議 (役員事前協議含む) 長崎県
令和4年12月 長崎県土木部監理課による研修会

● 選挙管理委員会

令和4年8月5日 第1回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館)
令和4年9月3日 第2回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館)
令和4年10月1日 第3回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館)
令和4年11月5日 第4回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館)
令和4年11月21日 第5回役員選任要綱等制定検討会 (諫早高城会館)
令和4年12月16日 第5回役員選任要綱等制定検討会 (大村市中地区公民館)
令和5年1月14日 第6回役員選任要綱等制定検討会 (諫早高城会館)
令和5年2月2日 第1回選挙管理委員会会議 事務局

各支部の動き

| | |
|------------|----------------------------------|
| 令和4年4月28日 | 支部総会（諫早支部） |
| 令和4年5月13日 | 定時総会（大村東彼支部） |
| 令和4年5月14日 | 定時総会（北松支部） |
| 令和4年5月14日 | 定時総会（島原支部） |
| 令和4年7月30日 | 第1回長崎支部業務研修会 長崎県建設総合会館（長崎支部） |
| 令和4年10月6日 | 行政監視行政相談センター「なんでも無料相談」（島原支部） |
| 令和4年10月23日 | 「市民のための出張！暮らしと事業のための無料相談会」（長崎支部） |
| 令和4年10月31日 | 行政監視行政相談センター「無料なんでも相談会」（島原支部） |
| 令和4年11月7日 | 行政監視行政相談センター「一日なんでも相談」（大村東彼支部） |
| 令和4年11月18日 | 支部研修会（大村東彼支部） |
| 令和5年1月16日 | 業務研修会（長崎支部） |

その他の動き

● 行政書士試験試験場責任者

| | |
|------------|---------------------------|
| 令和4年7月8日 | 行政書士試験実施に関わる説明会（全国町村議員会館） |
| 令和4年8月26日 | 行政書士試験 スタッフ打合わせ |
| 令和4年10月7日 | 行政書士試験 スタッフ会議 事務局 |
| 令和4年11月6日 | 行政書士試験 スタッフ会議 長崎県総合福祉センター |
| 令和4年11月13日 | 行政書士試験 |

● コスモス長崎

| | |
|------------|---------------------------|
| 令和4年3月3日 | 成年後見人担当者会議（コスモス長崎県支部） |
| 令和4年9月10日 | コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部定時総会 |
| 令和4年10月4日 | 長崎家庭裁判所 意見交換 |
| 令和4年10月7日 | 佐世保市役所 意見交換 |
| 令和4年10月21日 | 大村市、家庭裁判所佐世保支部 意見交換 |
| 令和4年11月1日 | 島原市、島原市権利擁護センター |
| 令和4年12月8日 | 島原市成年後見人等支援会議 |

● 国際法務勉強会

| | |
|------------|---------|
| 令和4年8月26日 | 国際法務勉強会 |
| 令和4年11月25日 | 国際法務勉強会 |
| 令和4年12月23日 | 国際法務勉強会 |
| 令和5年1月27日 | 国際法務勉強会 |

● 日本行政書士会連合会（以下 日行連）

| | |
|-----------|---------------------|
| 令和4年4月5日 | 日行連 理事会 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年4月21日 | 日行連 理事会 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年6月16日 | 日行連 定時総会 東京ニューオータニ |

| | | | |
|------------|-----|---------------|-------------|
| 令和4年7月20日 | 日行連 | 理事会 | 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年7月21日 | 日行連 | 理事会 | 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年9月6日 | 日行連 | 会員管理システム概要説明会 | (Zoom) |
| 令和4年9月15日 | 日行連 | 会長会 | (ホテル日航金沢) |
| 令和4年10月20日 | 日行連 | OSS実務者説明会 | (Zoom) |
| 令和4年11月16日 | 日行連 | 理事会 | 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年11月17日 | 日行連 | 理事会 | 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和4年11月18日 | 日行連 | 農地法関係業務担当者会議 | (Zoom) |
| 令和5年1月19日 | 日行連 | 理事会 | 虎ノ門タワーズオフィス |
| 令和5年1月20日 | 日行連 | 新年賀詞交換会 | ホテルオークラ東京 |
| 令和5年1月25日 | 日行連 | 全国法規監察担当者会議 | (Zoom) |

●九州地方協議会会長会（以下 九地協）

| | | | |
|------------|--------------------|----------------------|------------|
| 令和4年6月11日 | 九地協 | 郵政担当者会議 | (熊本城ホール) |
| 令和4年6月29日 | 九地協 | 建設業担当者会議 | (Zoom) |
| 令和4年7月30日 | 九地協 | 会長会 | (佐賀四季彩ホテル) |
| 令和4年7月31日 | 九地協 | 会長会 | (佐賀四季彩ホテル) |
| 令和4年8月8日 | 九地協 | 国際業務担当者会議 | (Zoom) |
| 令和4年9月6日 | 九地協 | 運輸部門担当者会議 | (Zoom) |
| 令和4年10月24日 | 国際部門と九地協担当者との意見交換会 | | (Zoom) |
| 令和4年11月26日 | 第2回九地協 | 会長会 | ホテルリソル佐世保 |
| | 九地協 | 国際業務担当者会 | ホテルリソル佐世保 |
| 令和4年11月27日 | 第2回九地協 | 会長会 | ホテルリソル佐世保 |
| 令和5年2月18日 | 第3回九地協 | 会長会 | ホテル日航熊本 |
| | 九地協 | 日行連とデジタル推進担当者との意見交換会 | |
| 令和5年2月19日 | 第3回九地協 | 会長会 | ホテル日航熊本 |

ちょっと
一息

スナップショット

「長崎ランタンフェスティバル編」



コロナ禍の影響で実に3年ぶりに開催された2023長崎ランタンフェスティバルは2023年2月5日（日）で閉幕し、開催期間中約53万人の方が来訪されました。

～長崎ランタンフェスティバルとは～

長崎在住の華僑の方々が中国の旧正月（春節）を祝うための行事として、昭和62年から「春節祭」として長崎新地中華街を中心に行われてきたが平成6年から規模を拡大。「長崎ランタンフェスティバル」として長崎の冬を彩る一大風物詩となった。長崎新地中華街はもとより、浜市・観光通りアーケード等の市街中心部に約15,000個のランタン（中国提灯）が飾られ、湊公園をはじめとする各会場には、様々な大型オブジェの幻想的な光で彩られる。皇帝・皇后の御輿を中心に旗隊などが豪華な中国衣装を身にまとい行進する「皇帝パレード」がフェスティバルの目玉のひとつ。毎年多くの観光客が県内外から訪れる長崎有数の人気イベント。

Pickup!

支部活動

長崎支部

くらしと事業の無料相談会

- 日時：令和4年10月23日（日） 9時～16時
- 場所：長崎県勤労福祉会館1階小会議室D
- 参加者：7名
- 内容：長崎県勤労福祉会館において「市民のための出張！くらしと事業の無料相談会」と題しました一般市民向けの無料相談会が開催されました。民事法務や許認可を含む幅広いくらしに関する相談を対象とし、相談員の一般公募は行わず、長崎支部役員が対応しました。またコスモス長崎様より梅枝長崎支部長と高田先生の2名にご協力賜り、非常に心強い布陣となりました。事前に相談会の広報としてテレビ局や新聞社等各マスコミ機関に対しての一斉FAXによる投げ込みを行いました。
このコロナ禍の中、久々の一般市民を対象とした無料相談会でしたが、数組の来場者がお見えになり、配置した相談員の説明に熱心に聞き入っておられました。



佐世保支部

マイナンバーカード申請及び代理申請手続事業普及活動

- 日時：令和4年9月17日（土） 10時～15時
- 場所：佐世保市四ヶ町アーケード内 十八親和銀行本店前
- 参加者：4名
- 内容：十八親和銀行前に相談ブースを設け、午前中は参加相談員全員によるビラ配りを午後からは、アーケード内全域に聞こえる放送網を借用し、買い物客へのPRを行いました。ビラ配り際には、通行人の方より質問等があったため、相談員各自、マイナンバーカードの新規取得の方法や、既取得者のマイナポイント取得方法に対する回答を行いました。平均値になりますが、相談員一人当たり約20人の対応となりました。マイナンバーカード自体については、すでに取得されている方が多かったので、ビラの消費は全体で30枚程度に留まりましたが、マイナンバーカードを作ることのメリット、行政書士会がこのような事業をやっていることなど多くの方に事業内容を知って頂く事が出来たようです。



Pickup!

支部活動

大村東彼支部

デジタル化研修会

- 日時：令和4年11月18日（金） 13時30分～16時30分
- 場所：大村市中地区公民館 第2会議室
- 参加者：30人
- 内容：第1部 長崎県のデジタル化について —長崎県で実現する Society5DX—
これからの社会・産業・行政の形（長崎県企画部、産業労働部政策監 三上建治氏）
 - デジタル化を進める背景
人口の減少、高齢化率の進展に伴い、少ない人材で市民生活を維持・向上させていくための「Society5.0」の実現に向けた先端技術の活用第2部 大村未来都市構想とデジタル化（大村市デジタル推進課長 山口理行氏）
 - 現状（令和4年1月1日）
 - 強み（Strength）マイナンバーカードの交付率県内市町1位。高速道交通ネットワーク三種の神器が揃う。人口：ここ数年増加。
 - 弱み（Weakness）一、二次産業横ばい。日帰り観光客が80%
 - 未来像：「～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市大村」の実現。今後の取組（DX）デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立ち新たな価値を創出する。そのために、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する。



諫早支部

諫早支部冬季研修会「空き家の活用・解体について」

- 日時：令和4年12月2日（金） 16時30分～17時30分
- 場所：諫早市中央公民館
- 参加者：10名
- 講師：県住宅課 主任技師 牧田悠依
- 内容：研修会では会員からの活発な質問が多くとても好評でした。

第6弾 「宿輪徳幸行政書士」編

行政書士 FP しゅくわ事務所

行政書士 宿輪 徳幸 (大村東彼支部)

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町白石郷 1445 番地 104

登録年月日 平成 27 年 10 月 15 日

1. 相続・信託を主たる業務に選定した理由について

私の場合、行政書士としての業務を考えたのではなく、相続を専門とした仕事をするために、行政書士とファイナンシャルプランナーの資格を取得して開業しました。前職（小売業）を辞め次の仕事を探すにあたり、社会的ニーズのあるのは何だろうと考え、超高齢社会の日本で相続専門家の需要が増えると思い専門に選びました。

信託に関しては、相続の勉強をする中で 2015 年に制度を知り、大きな可能性を確信しました。当時は、長崎では取り扱う事務所がない状況でしたので、ほぼ独学で勉強して 2017 年から受任を開始しました。

2. 現在の事務所経営や業務における問題点（経営の悩みや初受任する業務の悩みや解決策）

まだ、専門の相続・信託のみで経営が成り立つ状況ではありません。だからと言って、不慣れな許認可業務などを受けると、非効率な業務となり専門業務に悪影響が出るものと考えています。

ですから、信託・相続に関連する業務以外については、できる限り他の専門家を紹介しています。しかし、相続関係で関係した顧客からどうしてもと依頼され、「時間かかりますよ」と伝えて受任することはあります。情報収集などに時間がかかり、標準的な報酬では割に合わないのですが、信頼関係を高めるための投資と割り切ってやります。

今後は、信託の受任件数を増やすことにより専門性を高め、高効率の経営を目指したいと思います。

3. 相続・信託業務における他士業（専門家）との連携について（紛争性・税務などの業際）

相続・信託業務で連携する専門家としては、司法書士が多いかと思います。相続登記をできない司法書士はいないと思いますが、信託登記については、知識が無いという理由で断られることもありますので注意してください。引継ぎの際は、同行することを基本として、顧客が不安にならないように注意しています。一般の方からすれば、法律の専門家の門をたたくというのは、大きなストレスです。最初に相談を受けた事務所として、最後まで顧客を導くように気を付けています。

紛争性のある相談はあまり多くありませんが、法テラスを紹介することが多いです。ただし法テラスでは、相談時間が短く顧客も慣れていないため、要点を上手く伝えられないことがあります。弊所では、把握している情報を書面にまとめて持参させ、話すべきことをレクチャーしてから送り出すようにしています。

信託の税務に関しては、原則は受益者を所有者として課税を考えます。例外としては、固定資産税については、所有者欄に記載されている者に課税されるため受託者に課税されます。ですから、信託財産の固定資産税は信託財産責任負担債務とすることが必要となります。これを忘れると、固定資産税は受託者個人の債務となってしまいます。

認知症対策の信託は、委託者が受益者ということが多いのですが、この場合、財産権の移動が無いので、信託組成時に税務署関係の届け出はありません。委託者と受益者が違う場合は、財産権の移動が発生するため評価額によっては、調書などを税務署へ提出することになります。この件も、めったにない業務ということで、税理士によっては断られることがあるようです。

業際については、しっかりと線を引いて他士業と信頼関係を構築しておくこと、顧客に安心してサービスを提供できるようになり、他士業からの依頼も入るようになります。

4. 今後の事業展望（業務分野進出や法人化等）について

長崎県は、信託の普及が遅れています。信託登記の件数から推計すると、全国平均の5分の1程度と思われます。この状況を打開するには、一人では難しいと考え、令和元年から月例の勉強会を開催しています。認知症の問題に関わる専門家（司法書士・宅建士・保険代理店・中小企業診断士・FP・土地家屋調査士等）に参加いただき、信託のアドバイスができる人を増やしてきました。令和4年からは、この勉強会のメンバーと合同でセミナーをスタートしています。反響も上々で、今後の信託件数の伸びが期待できるように思います。

信託だけで事務所経営が成り立つ状況となれば、さらに信託の知識を深め、中小企業の事業承継信託なども組成できる体制を構築していきたい。勉強会をベースにした多職種連携による信託普及活動を進めていきます。

5. 信託の対象となる財産はなんですか

「信託財産は、具体的な名称で呼ばれるほどに成熟した権利である必要はなく、金銭的に見積もることができる積極財産で有り、かつ委託者の財産から分離できるモノであればすべて含まれる。」とされています。例えば、「営業秘密」などが信託財産になりうるかなどは、議論の対象となっています。一番多い、認知症対策の福祉型信託では、現金と自宅不動産、有価証券などを信託財産とすることが多いです。

信託できない財産にも注意が必要です。農地法により農地の信託はできませんし、年金を信託用口座に入金することもできません。

消極財産については、信託前に生じた委託者に対する債権などについて、信託財産責任負担債務とする旨を契約条項に記載することで、信託財産からの債務履行が可能となります。ただし、債権者の同意を得なければ、一括返済を要求される可能性もありますので、金融機関などの債権者との事前の交渉が必要となります。

6. 信託口座を開設するための金融機関の制限の有無について

信託財産は、受託者の固有の財産と分別管理することが必要になります。その際、「委託者***受託者***信託口」という表示の信託口口座を開設すると、信託用の口座であることが明確になり管理しやすくなります。しかし、信託口口座開設は、銀行独自の判断で受け付けています。開設できる銀行は徐々に増えていますが、郵便局は開設不可ですし、合併前の十八銀行

でも受け付けてもらえませんでした。福岡銀行は2016年から信託口座開設に対応していますので、FFGグループの十八親和銀行では対応可となっています。

信託法の要件としては分別管理ですので、信託口座は必須ではありません。信託口座が開設できない場合には、信託用に受託者個人名義の口座を開設します。この場合は、第三者からは受託者固有の財産との扱いを受けますので、万が一受託者が死亡したときには相続財産としての手続きが必要ですし、受託者の債権者からの差押えのリスクも発生しますので、なるべく信託口座とした方が良いと考えています。

また、信託口座開設は個別の稟議事項となっています。銀行は、トラブルが発生しそうと判断すれば口座開設を拒否します。十八親和銀行の担当者から聞いたところ、持ち込まれた案件の半分程度はNGとなっているとのことでした。(現在までのところ、弊所持ち込みはすべて開設できています。)なお令和3年9月には、信託口座開設が必須の信託契約書を作成した司法書士に対し、信託口座が開設できなかったことを不法行為として168万円の損害を認める東京地裁判決が出ています。

現在、信託口座を受け入れている金融機関は、日弁連が令和2年9月に公表した「信託口座開設等に関するガイドライン」を基準に稟議決裁しているようですので、ガイドラインをしっかり読み込み臨んでください。

7. 信託された金銭で投資等の運用の可否について

信託財産の管理処分は受託者の判断で行いますが、投資等の運用も可能です。委託者がどのような運用をしたいのかを明確にして、その考えに沿った運用をすることになります。数年前までは、証券会社が信託口座開設を受け付けていませんでしたが、こちらも徐々に開設できるところが増えていきます。最大手の野村証券やネット証券のマネックス証券や楽天証券でも可能です。要望があれば、委託者の口座のある証券会社にまずは問い合わせてください。開設可能な証券会社でも、信託口座が開設できることについてはあまり積極的には表示していません。

信託口座では、受託者が取引をしますが譲渡所得に対する源泉徴収は受益者となるなど、通常の口座より管理が難しいことなどがあり、腰が引ける様です。

8. 受益者代理人の役割とはなんですか

代理する受益者のために、受益者の権利の一切の行為をする者です。受益者が高齢の場合には、判断能力が不十分な受益者を代理して受託者を監督し、受益債権を行使することになります。

また、受益者代理人が指定されると受益者は「単独受益権※」以外の権限を失い、受託者に対し信託財産の給付請求などをできなくなります。この効力を使うと、受益者に浪費癖がある場合であっても、信託財産を大切に長期に渡って使うことができるようになります。相続財産を渡したいけど、性格を考えると渡せないというようなとき、信託が大きな力を発揮します。

認知症対策の信託では、財産管理をする受託者と、受益者の代わりに必要な給付を判断する受益者代理人を家族で分担することが多くなります。

※単独受益権：制限することのできない受益者の権利。受益者代理人がある場合にも受益者が行使できる。受託者に対する報告請求権や、書類の閲覧請求権など。

9. これから信託業務に携わろうとする行政書士へひと言

信託に関しては、行政書士試験範囲にありませんので、勉強しない限り知識が無いと思います。ネットを探せばいわゆる「ひな形」が簡単に手に入りますし、表現も分かりやすいので、気軽にできるように感じる方も多いと思います。しかし、信託の組成を契約書作成業務として受けるような関りは止めてほしいのです。信託の組成は、家族の生活設計です。信託財産とした財産を、期間終了して残余財産帰属権利者に移動するまで長期のサポートが必要です。また、トラブルなく目的を達成するためには、当事者に制度を理解してもらわなければなりません。ここを省略して、契約書を渡して完了のような信託受任をするのは、トラブルの種を撒いているようなものです。

信託期間に起こりうる状況の変化を想定し、その家族に最適な信託を提案し、当事者が理解しスムーズに運営できるよう指導しなければなりません。

さらに、信託は新しい制度で判例なども少ないため、法解釈が確定していないことも多く存在します。例えば「信託財産が遺留分の対象になるか否か」については意見が分かれていましたが、平成30年9月の東京地裁判決で「対象になる」と判断されました。

常に、最新の情報を持っていないとミスリードをしてしまいます。

信託は、片手間でできるようなものではありません。失敗すると、家族の生活が壊れてしまうこともあります。

覚悟を持って、取り組む方にぜひ参入していただきたいです。切磋琢磨して、長崎に信託を広めましょう。

インタビュアー：井手 誠博



❀ 新入会員のご挨拶



長崎支部 **羽野 匠 司** 令和4年6月1日入会

私は、長崎県庁勤務時代に医療法人設立や病院・診療所開設手続きに長年従事した経験を生かし、医療法人設立・相続・事業承継を専門とする行政書士として開業しました。登録前後から県行政書士会主催の一般市民を対象にした研修会や新任研修に参加させていただき、先輩方から開業時にご苦労された経験や心得をご指導いただいたことに大変感謝しております。また、役員の方々に置かれましては、日頃のご自身の多忙な行政書士業務の中にあつて、行政書士会の発展にご尽力されておられることに深甚なる敬意を表したいと思ひます。これから各先輩方の歩みに近づけるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひします。



長崎支部 **股 張 涼** 令和4年7月15日入会

令和4年7月15日付けで、行政書士会に入会させていただきました股張涼と申します。生まれも育ちも長崎であり、お世話になった地元にご貢献できる行政書士を目指し、ひとつひとつの業務に向き合っております。

日々、業務の中で、皆様のお話を聞かせて頂きながら、成長出来ればと思っております。今後とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



長崎支部 **福 井 義 憲** 令和4年8月1日入会

8月に登録しました福井義憲と申します。平成8年より税理士事務所を開業しています。行政書士の業務については、ほとんど知らない状態で入会しましたので、研修を通し真摯に学んで行く所存です。実際の業務については、当面相続と家族信託に注力していく予定です。

先達会員の皆様のご指導宜しくお願ひ致します。



大村支部 **筈野高資** 令和4年9月1日入会

令和4年9月1日付けで、登録させていただきました筈野高資と申します。行政書士を目指そうとしたのは、転勤で来て30年余り。すっかりとけ込み大村が好きになりました。そこで年齢とともに、何か知識を身につけたいと考え、行政書士になって地域に貢献したいと思いました。何とか開業できましたので頑張っていきたいと思えます。諸先輩方の御指導の程よろしくお願ひいたします。



大村支部 **満島彰** 令和4年11月15日入会

この度令和4年11月15日付けで登録させていただきました満島彰と申します。大村市乾馬場町で、同じ行政書士である父とともに事務所を構えております。身近な町の法律家として、農地や相続でお困りの方を助けてきた父の姿を学生の頃から見ていることもあり、無意識のうちに行政書士という仕事に興味を持つようになりました。資格を得た後も実務から日々学ぶことが多く、まだまだ至らない事多いですが、先輩方のご指導を仰ぎながら、一日でも早く地域の方に慕われる行政書士になりたいと思えます。



島原支部 **筈田新** 令和4年11月15日入会

令和4年11月に登録いたしました筈田新と申します。事務所は島原半島の最南端に位置する南島原市口之津町にあります。令和時代の幕開けとほぼ同時期に司法書士事務所を開業し、現在に至りますが、自分の持てる力を最大限に発揮し、より幅の広い相談に応じて地域貢献したいと思ひ、行政書士の登録を決意しました。時代の変化に適応した士業のあり方を追求しながら日々の業務に励んでいきたいと思ひます。皆様、よろしくお願ひいたします。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

令和3年12月16日～令和5年1月31日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

| 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 事務所の名称 | 入会年月日 |
|--------|-------|---------|---------------|------------|
| 長崎支部 | 山栄 大幸 | 長崎 市 | 山栄貿易物流行政書士事務所 | 令和4年2月1日 |
| 長崎支部 | 筒井 栄治 | 長崎 市 | つつい栄治行政書士事務所 | 令和4年3月15日 |
| 島原支部 | 飯田 彰吾 | 雲 仙 市 | 行政書士事務所ガマダス | 令和4年4月2日 |
| 大村東彼支部 | 三浦 誠明 | 大 村 市 | 相続リライ行政書士事務所 | 令和4年5月15日 |
| 長崎支部 | 加古 東樹 | 長崎 市 | かことうき行政書士事務所 | 令和4年6月1日 |
| 長崎支部 | 羽野 匠司 | 長崎 市 | 羽野行政書士事務所 | 令和4年6月1日 |
| 島原支部 | 小川 英文 | 南 島 原 市 | 小川英文行政書士事務所 | 令和4年7月1日 |
| 佐世保支部 | 佐竹 晃介 | 佐 世 保 市 | 行政書士佐竹晃介事務所 | 令和4年7月1日 |
| 長崎支部 | 久松 勝 | 長 与 町 | 久松行政書士事務所 | 令和4年7月1日 |
| 北松支部 | 山内 信宏 | 平 戸 市 | 行政書士山内政夫事務所 | 令和4年7月15日 |
| 大村東彼支部 | 片岡 英樹 | 大 村 市 | 片岡行政書士事務所 | 令和4年7月15日 |
| 長崎支部 | 股張 涼 | 長崎 市 | 行政書士コクサイ法務事務所 | 令和4年7月15日 |
| 長崎支部 | 生田 昭人 | 長崎 市 | 行政書士生田事務所 | 令和4年7月15日 |
| 長崎支部 | 福井 義憲 | 長崎 市 | 福井義憲行政書士事務所 | 令和4年8月1日 |
| 北松支部 | 中村陸奥夫 | 佐 々 町 | 中村陸奥夫行政書士事務所 | 令和4年8月15日 |
| 長崎支部 | 黒川 真悟 | 長崎 市 | 上高尾行政書士事務所 | 令和4年8月15日 |
| 大村東彼支部 | 笹野 高資 | 大 村 市 | 笹野高資行政書士事務所 | 令和4年9月1日 |
| 大村東彼支部 | 満島 彰 | 大 村 市 | 満島行政書士事務所 | 令和4年11月15日 |
| 島原支部 | 笹田 新 | 南 島 原 市 | しん行政書士事務所 | 令和4年11月15日 |
| 対馬支部 | 岩坂 治人 | 対 馬 市 | 行政書士岩坂法務事務所 | 令和5年1月15日 |

◇新入会員（法人）◇ 下記の方が入会されました。

| 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 事務所の名称 | 入会年月日 |
|------|-------|--------|------------|----------|
| 長崎支部 | 松岡いずみ | 長崎 市 | 行政書士法人シトラス | 令和4年8月8日 |

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

令和4年1月31日～令和5年1月31日 現在

| 支部名 | 氏 名 | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------|--------------------------|---|--|
| 佐世保支部 | 藤下 一次 | 所在地 | 佐世保市白岳町1423番地2 | 佐世保市日宇町2736-6-16 |
| 島原支部 | 島峯由美子 | 所在地 TEL | 島原市中町850 0957-63-2938 | 雲仙市瑞穂町伊福甲138-1 0957-77-3569 |
| 佐世保支部 | 加藤 玲 | 所在地 | 佐世保市勝海町191番地10 | 佐世保市稲荷町15番11号 |
| 長崎支部 | 崎谷 勉 | 所在地 | 長崎市松が枝町3-26-303 | 長崎市江の浦町13番21号 |
| 長崎支部 | 鼻崎 貴広 | 事務所名 所在地 TEL | — | 行政書士はなさき貴広事務所 長崎市浜町2番7号 西浜町第2ビル1階 095-827-8400 |
| 長崎支部 | 尾崎 行雄 | 所在地 | 長崎市魚の町1番23-103号 | 長崎市中町2番2号 興士会館301 |
| 長崎支部 | 藤原 剛 | 支部 事務所名 所在地 TEL | 諫早支部 行政書士藤原剛事務所 諫早市天満町28番5号 0957-22-5751 | 長崎支部 行政書士アンスリール事務所 長崎市豊洋台2丁目11番25号 095-865-6102 |
| 北松支部 | 佐貫 暢治 | 事務所名 | 行政書士事務所グッド | 行政書士事務所 Open base |
| 大村東彼支部 | 西内 理 | 所在地 | 大村市杭出津1丁目840番地3 | 大村市東大村1丁目2485番地56 |
| 佐世保支部 | 鎌田 義人 | 所在地 | — | 佐世保市もみじが丘町13-11 |
| 諫早支部 | 森 達暉 | 事務所名 所在地 | 森達暉行政書士事務所 諫早市多良見町化屋709-1-201号 | 森行政書士事務所 諫早市多良見町化屋741番地12 喜々津ビル202 |

| 支部名 | 氏名 | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------|--------------------------|---|--|
| 佐世保支部 | 浦川 栄一 | 事務所名 | 浦川栄一行政書士事務所 | アステラ法務行政書士事務所 |
| 佐世保支部 | 山口 寛人 | 事務所名 所在地 TEL | 行政書士法人ブリッジ 佐世保市高砂町4番11号 0956-25-1737 | 山口行政書士事務所 佐世保市大野町61番地2 ドミール大野1F 0956-37-8050 |
| 長崎支部 | 香椎 晃 | 所在地 TEL | 長崎市中里町1590番地3 長崎県軽自動車会館 095-801-5231 | 長崎市滑石2丁目31番3号 095-856-7114 |
| 長崎支部 | 羽野 匠司 | 属性 事務所名 TEL | あおば行政書士法人 095-895-7324 | 羽野行政書士事務所 090-3987-6108 |
| 佐世保支部 | 佐竹 晃介 | 支部 所在地 TEL | 諫早支部 諫早市中尾町2番地14 0957-42-4734 | 佐世保支部 佐世保市沖新町5番1号 0956-56-3466 |
| 長崎支部 | 谷 晋輔 | 所在地 TEL | 長崎市北陽町17番15号 095-857-8420 | 長崎市金屋町4番21号 202 095-820-0016 |
| 長崎支部 | 筒井 栄治 | TEL | 095-801-8528 | 095-804-9042 |
| 諫早支部 | 中西 香 | 支部 所在地 TEL | 大村東彼支部 大村市溝陸町1029-108 0957-22-4387 | 諫早支部 諫早市宇都町5番31-204号 0957-46-5684 |
| 佐世保支部 | 大石 剛志 | 事務所名 所在地 TEL | 大石行政書士事務所 佐世保市下京町9番13号 OKビルII7F 0956-59-8640 | アステラ法務行政書士事務所 佐世保市江迎町猪調328番地6 0956-80-1643 |
| 大村東彼支部 | 三浦 誠明 | 所在地 TEL | 大村市武部町400-1 0957-46-5475 | 大村市植松1丁目102番地4 0957-42-3968 |
| 佐世保支部 | 小原 良人 | 支部 事務所名 所在地 TEL | 北松支部 岩本行政書士事務所 平戸市新町92-1 0950-23-3444 | 佐世保支部 行政書士こはら法務事務所 佐世保市白岳町450-1 080-2027-4892 |

| 支部名 | 氏名 | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------|--------------|--|--|
| 諫早支部 | 中川 尚敏 | 支部所在地 | 大村東彼支部 大村市中里町420-2 | 諫早支部 諫早市新道町240-69 |
| 大村東彼支部 | 宮本 秀樹 | 所在地 | 大村市黒丸町197番地5 | 大村市宮小路1丁目404番地 3-A号室 |
| 大村東彼支部 | 舛角美佐子 | 支部所在地 TEL | 佐世保支部 — | 大村東彼支部 大村市東本町462番地 スカイステーション902 090-9590-1401 |
| 佐世保支部 | 鶴田雄一郎 | 所在地 TEL | 佐世保市白岳町774-12 レジデンスビブレ502 0956-87-2379 | 佐世保市白岳町166-11 秋月ビル201 0120-96-6718 |
| 大村東彼支部 | 片岡 英樹 | 事務所電話番号 | — | 0957-47-8659 |

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

| 所属支部 | 氏名 | 備考 |
|------|---------|--------------|
| 長崎支部 | 道向 孝司 様 | 令和4年7月26日逝去 |
| 北松支部 | 岩本幸次郎 様 | 令和4年8月3日逝去 |
| 島原支部 | 高橋 文男 様 | 令和4年11月14日逝去 |
| 長崎支部 | 橋口 一久 様 | 令和5年1月20日逝去 |

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!



～お知らせ～

タイムリーな情報発信を目指しメールマガジン方式による広報部便りを発信しております。
会員の皆様からの情報提供も随時お待ちしております。

※情報ご提供先メールアドレス k.k.nggyo@gmail.com (企画広報部宛となります)

【長崎県行政書士会の動き】

- 令和5年5月27日(土) 第64回長崎県行政書士会定時総会

【各支部の動き】

- 令和5年1月16日(月) 長崎支部研修会『建設業許可・経審電子化について』

【日行連の動き】

- 令和5年1月19日(木) 理事会
議題：会員管理システム開発ベンダー選定について
一般倫理研修実施に係る提案について
日本行政書士会連合会選挙管理委員会運営基準の一部改正(案)
- 令和5年1月20日(金) 新年賀詞交歓会

【九州地方協議会の動き】

- 令和5年2月18日・19日(土・日) 令和4年度 第3回九州地方協議会会長会

【業務関連情報】

- 自動車
 - ・貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について
「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することが可能となりました。
詳細は、以下のURLからご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000260.html

● 建設業

● 建設業法施行令の一部を改正する政令について

令和4年11月18日「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。本改正は、建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しや、技術検定制度の見直しを行うもので、請負代金額の要件の見直し関係の規定は令和5年1月1日施行、技術検定関係の規定は令和6年4月1日施行となります。

【参考】 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

● 土地

● 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について

今般、国土交通省より、令和4年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令及び施行に必要な政令の整備に関する政令が、令和4年10月25日に閣議決定され、改正法は令和4年11月1日に施行されました。

【参考】 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00048.html

● 相続

● 相続土地国庫帰属制度における書類作成可能な資格者等について

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度がスタートします。

同制度は「所有者不明土地」の発生を予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とするものです。

この度、法務省ホームページ上で、同制度において業務として申請書等の作成代行が可能な専門の資格者（行政書士、弁護士、司法書士）についての情報が公開されました。詳細については、以下の法務省ホームページをご確認ください。

なお、万が一、不承認となった場合の不服申立て手続の代理については、特定行政書士の業務となります。

【参考】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html

【他団体情報】

● 日本行政書士会連合会 (<https://www.gyosei.or.jp/>)

● 行政書士制度 70 周年記念動画の公開について

<https://www.gyosei.or.jp/news/info/ni-20211213.html>

● 日本行政書士政治連盟 (<http://www.gyoseiren.jp/index.html>)

● 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター (<https://www.cosmos-sc.or.jp/>)

コスモスながさきの最近の動き

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部（通称「コスモスながさき」）は、平成23年に発足し、昨年8月より12期に入りました。

昨年度より長崎家庭裁判所から正式な推薦依頼を賜るようになり、また、民間の問い合わせや依頼も増え始めております。エア寸劇その他の市民向け講演会、無料相談会等を10年以上にわたり地道に続けてきた成果が現れ始めたものといえるでしょう。

本会とコスモスながさきの協働も極めて重要です。両者協定に基づき、本会からはかねてよりコスモスながさき運営へのご協力を賜っておりますが、そこにとどまらず、近年においては、本会会長・副会長とコスモスながさき支部長・副支部長がともに長崎県及び県下市町村の担当部署を訪問し、それら自治体との交流を推進しております。

これにより、各自治体からのコスモスながさきに対する認知度が高まり、成年後見制度推進計画に基づく会議その他のイベントへの参加要請が増えてまいりました。

会員数も令和5年2月現在で20名に達しました。長崎県行政書士会（以下「本会」）長崎支部の方々のみならず、佐世保支部や五島支部、島原支部からも多く仲間に加わって頂いております。

長崎は南北に広く、また離島も無数に存在する特別な土地柄ですが、おかげさまで、上述のような県下各地のニーズにお応えする体制が整いつつあります。

その体制を強化するため、より多くの仲間の力をコスモスながさきに結集する必要があります。コスモスながさき加入までの流れは概略次の通りです。まず、当会加入を希望される本会会員に30時間程度の成年後見研修会（入会前研修）を受講して頂き、次に、効果測定試験にて学習の達成度を確認した上で、当会加入となります。今年度の受付は終了しておりますが、毎年開催を予定しておりますので、その折は是非お申し込み下さい。

コスモスながさき会員による後見等業務は社会貢献（社会奉仕ではありません）として行われますので、営利を専らとする業務とは異なるものです。また、深い民事法務の知識を要求される業務でもあります。これが入会前研修受講・効果測定試験を求める所以です。

業務にお忙しい最中の研修・試験はご負担かとは存じますが、当会の理念をご理解下さった上でご参加下さいますようお願い申し上げます。



私たち、行政書士にご相談ください!

農産物への付加価値確保や販路拡大を支援

- 農産物の販路開拓や六次産業化確立
- 地理的表示保護制度(GI制度)
- 新品種育成者の権利を守る品種登録制度

資金調達支援

- 日本政策金融公庫のスーパーL資金申請
- 一般銀行への融資申請

人材確保・担い手確保支援

企業の農業参入支援、新農業の組織化

- 新規就業や企業の農業参入における、各地の農地情報、営農情報や人材情報等の各種情報を提供することによる就業支援

「農ハウ」活用による事業の安定性・計画の蓄積支援

- 技術提供契約や秘密保持契約等の契約書作成支援

農産物の品質確保支援

- GAPやHACCP等の策定やコンサルなど、認証取得に向けた支援

各業務の詳細はこちら



行政書士の使命

行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持っています。

国民の生活に密着した法務サービスを提供しており、高い倫理観を持って職務にあたるよう心掛けています。国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄に貢献することを使命としています。

農業をご支援してきた歴史

行政書士は古くから農地の売買や賃借の際に、農地法に基づく「農地転用許可」を通じて、農業者の方を支援してまいりました。

また、優良農地の保全への取組みにも協力することで、農地の荒廃や跡継ぎ問題にも深く貢献してまいりました。

最近では農業への新規参入や法人化のお手伝いはもちろんのこと、若い後継者育成支援も行うようになり、ますます、農業経営全般を支援するようになりました。我々行政書士は、あなたの街の身近な法律家として全国津々浦々で業務を営んでいます。

是非お近くの行政書士にお気軽にご相談ください。

お悩みのこと

書名「農業者の皆さん!このようなことでお困りではないですか?」
発行 2023年1月30日
著作・発行所: 日本行政書士会連合会
〒105-0001 東京都港区老ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10階



農業者の皆さん!

このようなことでお困りではないですか?

付加価値を付けたいなあ

もっとたくさん売りたいなあ

融資の相談ができないかなあ

栽培方法や新品種が守れるって聞いたらいいけど

そうだ!

行政書士に相談しよう!

日本行政書士会連合会

Q. 販路を拡大したいけれど、いろいろと不安です。

A. 自社独自の販売手法について契約書の作成など、安全な取引の支援を行っています。また、インターネットを活用した販売拡大を目指した通信販売や、海外への販路拡大についても支援しています。

Q. 生産だけでなく加工や販売にも興味がありますが、どうすればよいでしょうか?

A. 生産物の元々持っている価値をさらに高めるため、生産者が食品加工(二次産業)を行うことを支援しています。流通並びに販売(三次産業)に対しては、多くの情報提供による支援を行うことで、農林水産業の活性化をお手伝いしています。

Q. 観光農園に興味がありますが、相談に乗ってくれますか?

A. "作って売る農業(販売型農業)"から、"来てもらってファンを作る農業(来訪型農業)"への転換による安定的な経営スタイルが注目されています。地域の農業活性化のお手伝いもしています。

Q. 新品種と思われるブドウができましたが、安全に後世へ残すために、何かできることはありますか?

A. 品種登録制度を利用することで安全に後世へ権利を残すことができるかもしれません。苦労して育種した品種の権利を守るのももちろんのこと、自社の農業経営のアピールポイントとしても活用できます。

Q. 先祖代々口伝えの栽培方法や肥料の作り方を活用することはできますか?

A. 独自の栽培方法や肥料の作り方、施肥の方法・時期という長年の経験は営業秘密となり知的財産(農ハウ)になると考えられます。まずは、行政書士に相談して権利化できるか否かを検討してみましょう。

お気軽にご相談ください!



Q. 長年地域で生産されている農産物や加工品がありますが、何か活用方法はありますか?

A. 昔からあなたの地方で語り継がれている栽培方法や加工方法が認められると、大きな付加価値がつきます。これを「地理的表示保護制度(GI制度)」といい、風土に根差した農水産品に付加価値をつける制度になります。本制度の取得支援や管理運営支援を行っています。

Q. 法人として農業に参入できますか?

A. 企業や法人などのリース法人や農地所有適格法人(農地を買うことができる法人)が農業参入する場合の制度には、許認可が必要です。そのような時に各種情報を提供し企業の農業参入を支援いたします。

Q. 資金調達したいのですが?

A. 資金調達に必要な各種計画書やノウハウを基にした経営改善計画の作成・提出支援、国や都道府県の金融施策等の情報提供もしています。

◇ 事務局からのお知らせとお願い ◇

◆メールアドレスを変更された場合は事務局へ変更届出をご提出下さい！

本会事務局より随時メールにてお知らせを配信させて頂いておりますが、容量一杯で受信できない方、またアドレスを変更されたまま事務局に届出がない（失念等）方がいます。

届出がありませんとメールが届きませんので、メールのアドレスが変わりましたらすぐに事務局に変更届出をご提出下さいますようお願いいたします。

変更届出の様式を次のページにお付けしますので必要な場合はコピーしてご利用下さい。

◆本会新事務局（馬町）について（事務局移転記事参照）

①事務所の場所が分からない

本会事務局の住所が分かっても、実際の場所が分からない、分かり辛いとのお問い合わせをよく頂きます。建物入口目印としまして「町村会館馬町支所」と記載の黄色の看板がございますので、「黄色の看板」を目印にされて下さい。

②本会事務局の駐車場利用について

事務局移転に伴い駐車場を2台契約しておりますが、他事業所の車の配置等によっては2台停めることができない場合がございます。その場合は他の車が出るまでお待ち頂くか、周辺のコインパーキングの利用をお願いいたします。



様式第 17 号 (第 17 条関係)

行政書士変更登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

登録番号 第 号
登録年月日 昭・平・令 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

氏 名

職印

登録を受けた事項に下記のとおり変更が生じたので、行政書士法第 6 条の 4 の規定により変更の登録を申請します。
記

| 変更事項 | | 該 当 項 目 | | | | |
|--------------------------|---------------|---------|--|--|---------|-----|
| <input type="checkbox"/> | 属 性 | 新 | <input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人 | | | |
| | | 旧 | <input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人 | | | |
| <input type="checkbox"/> | ふりがな | 新 | 旧 | | 旧姓使用の有無 | 有・無 |
| | 氏 名 | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 本 籍 | 新 | | | | |
| | | 旧 | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 住 所 | 新 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| | | 旧 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| <input type="checkbox"/> | 事務所の名称 | 新 | ※1 (法人番号:) | | | |
| | | 旧 | (法人番号:) | | | |
| <input type="checkbox"/> | 事務所の所在地 | 新 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| | | 旧 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| <input type="checkbox"/> | ※2 主たる事務所の所在地 | 新 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| | | 旧 | 〒() ㉿(- -) | | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | 変更事由 | | | | |

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること
 ※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること
 (注) . 申請書は、所属行政書士会 (所属行政書士会の変更を伴う事務所の変更の場合には、変更後に所属する行政書士会) を経由して提出すること

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

| | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決裁 | 会 長 | 副会長 | 委員長 | 委 員 | |
| | | | | | |
| 点検 | 局 長 | 次 長 | 課 長 | 係 長 | 課 員 |
| | | | | | |

受付番号 ()

編集後記

令和2年1月に国内で初のコロナ感染者が確認されて丸3年が経過しました。

流行は第8波の中にあります。これまではコロナ撲滅と社会経済活動をいかに両立させるかを模索し、知恵を振り絞りながら進んできましたが「コロナ収束」はまだ先の様です。

止まっていた経済社会活動が見切り発車で動き始めた感もありますが、今後はコロナの継続を前提として対策を練り、1日も早く制限のない日常に戻すことが必要かと思えます。

これまでに定着したマスク着用や出入口でのアルコール消毒など身についたよい意味でのコロナ予防習慣は今後も大切にしたいものです。皆様にはこれからも基本的な感染防止としてマスク・手洗い・うがいの継続をお願いいたします。

ところで、明るいニュースでは令和4年9月の西九州新幹線の開通。開業から5ヶ月間で利用者が100万人（1日平均6,600人）を越えたそうです。長崎駅から諫早駅まで8分、新大村駅までは15分に短縮されました。そして同じく9月に長崎県行政書士会では山脇会長を中心に、思い切った事務局の移転を行いました。入居した「長崎県市町村会館馬町別館」。本紙中にも紹介記事を掲載していますが、一階正面の入口から気配りの行き届いた落ち着いた温かみを感じられる建物です。皆様是非お立ち寄りください。

令和5年3月 堀川千里



第188号
令和5年3月31日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0022
長崎県長崎市馬町48-1
長崎県市町村会館馬町別館5階
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】
企画広報部長 鶴田 隼人
企画広報副部長 諫山淳一郎
同 部 員 海辺 光
同 部 員 堀川 千里
同 部 員 井手 誠博

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士連合会

行政書士の使命

ユキマサくんです！



行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供し、また、国民と行政をつなぐかけ橋としての職責を担っています。

規則により制定されている行政書士の徽章は、秋桜（コスモス）の花弁の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心をあらわしています。行政書士の徽章が意味するように、行政書士は社会の調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。



行政書士徽章
コスモス
調和と真心

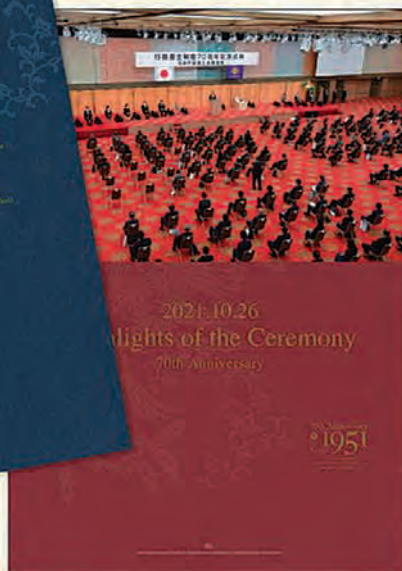
全行団ショップにて

行政書士制度70周年 記念誌・グラビアを 販売中!

2021年10月26日に執り行われた
「行政書士制度70周年記念式典」の様子を
一冊にまとめました。



定価：¥1,305 (税込・送料込)



大ボリュームの
写真で記念式典の
様子が分かる

ご来賓からの祝辞と
常任会長の
式辞も掲載

行政書士法の
ルーツを
再認識できる
参考資料も

ご注文はこちらから

<https://shop.zengyodan.co.jp/products/detail/1211>

